

消費者安全法に基づく 事故情報通知制度等について

平成22年8月

消費者庁 消費者安全課

I 通知制度の概要

II 事故情報の集約、公表および分析

III 現在の取扱とその課題および今後の改善案
について

I 通知制度の概要

- 消費者安全法第2条第4項(消費安全性)
- 消費者安全法第2条第5項(消費者事故等)
- 消費者安全法第2条第6項(重大事故等)
- 「消費者事故等」と「重大事故等」の関係
- 消費者安全法第12条(通知)
- 消費者安全法に基づく情報通知

消費者安全法第2条第4項(消費安全性)

(定義) 第二条

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等(事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。)又は役務(事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限る。以下同じ。)の特性、それらの通常予見される使用(飲食を含む。)又は利用(以下「使用等」という。)の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

「消費安全性」とは・・・商品等又は役務が、消費者により使用等される時点において、社会通念上、通常有すべき安全性を有していること。

- ・第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実には発生している事案)においては、消極要件(消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く)
- ・第2条第5項第2号(生命・身体被害を発生させるおそれのある事案)においては、積極要件(消費安全性を欠く商品等又は役務・・・)

消費者安全法第2条第5項(消費者事故等)

(定義)第二条

5 この法律において「**消費者事故等**」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

- 一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であって、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの(その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。)
- 二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの
- 三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であって政令で定めるものが事業者により行われた事態

消費者安全法第2条第5項第1号(生命・身体被害が現実に発生している事案)

要件1: 事業者が事業のために供給・提供・利用する商品・製品、物品・施設・工作物、役務を消費者が使用・利用することに伴って生じた事故であって、

要件2: 以下のいずれかの程度の被害が発生したもの

- ①死亡事故
- ②治療に一日以上かかる負傷・疾病(通常医療施設における治療の必要がない程度のもを除く)
- ③一酸化炭素中毒

要件3: 商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く

消費者安全法第2条第5項第2号(生命・身体被害を発生させるおそれのある事案)

要件1: 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であって、

要件2: 第1号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして定める以下の要件のいずれかに該当するもの

- ①商品等・役務が安全基準に不適合
- ②飲食物以外の物品・施設・工作物に、破損・故障・汚染・変質等の劣化や、過熱・異常音等の異常が生じた事態
- ③飲食物に、腐敗・不潔・病原体による汚染、有毒・有害物質の含有・付着、異物混入・添加、異臭、容器・包装の破損等の異常が生じた事態
- ④窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態

消費者安全法第2条第6項(重大事故等)

(定義) 第二条

- 6 この法律において「**重大事故等**」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。
- 一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの
 - 二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故を発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

消費者安全法第2条第6項第1号(重大な生命・身体被害が現実に発生している事案)

第2条第5項第1号の事故のうち、その被害が重大であるものとして以下のいずれかに該当する程度の被害が発生したこと

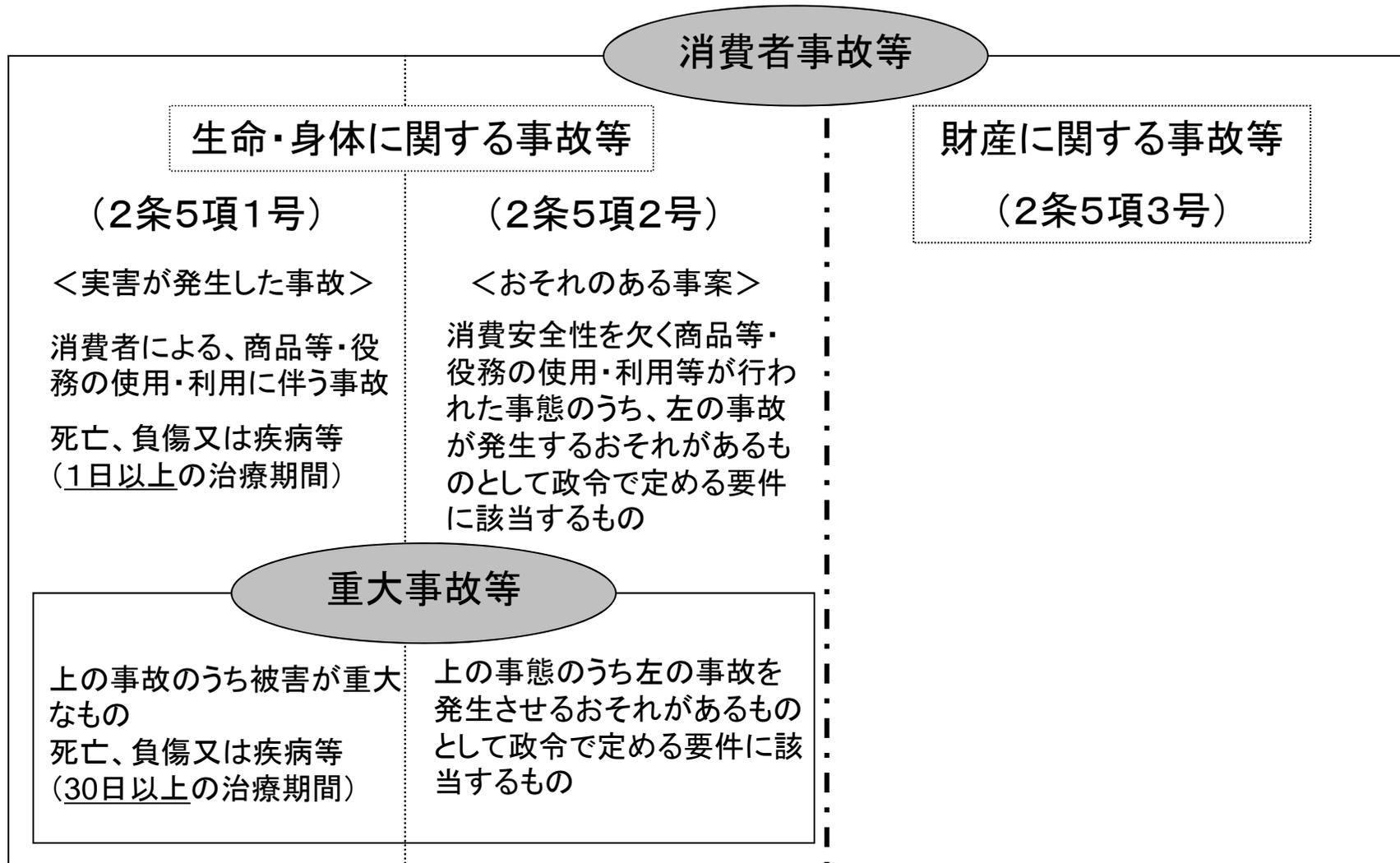
- ①死亡
- ②負傷・疾病であって治療に要する期間が30日以上であるもの
- ③負傷・疾病であって、治癒(症状固定を含む)時に府令で定める程度の身体障害が存するもの
- ④中毒(一酸化炭素中毒)

消費者安全法第2条第6項第2号(重大な生命・身体被害を発生させるおそれがある事案)

第2条第5項第2号の事態のうち、重大な生命・身体被害が現実に発生する事故(第2条第6項第1号)を発生させるおそれがあるものとして、以下のいずれかの要件に該当すること

- ①安全基準不適合 かつ 重要な部分の異常(飲食物以外)
- ②安全基準不適合 かつ 毒物・劇物等の付着(飲食物)
- ③窒息等生命・身体への著しい危険
- ④火災等著しく異常な事態

「消費者事故等」と「重大事故等」の関係



消費者安全法第12条(通知)

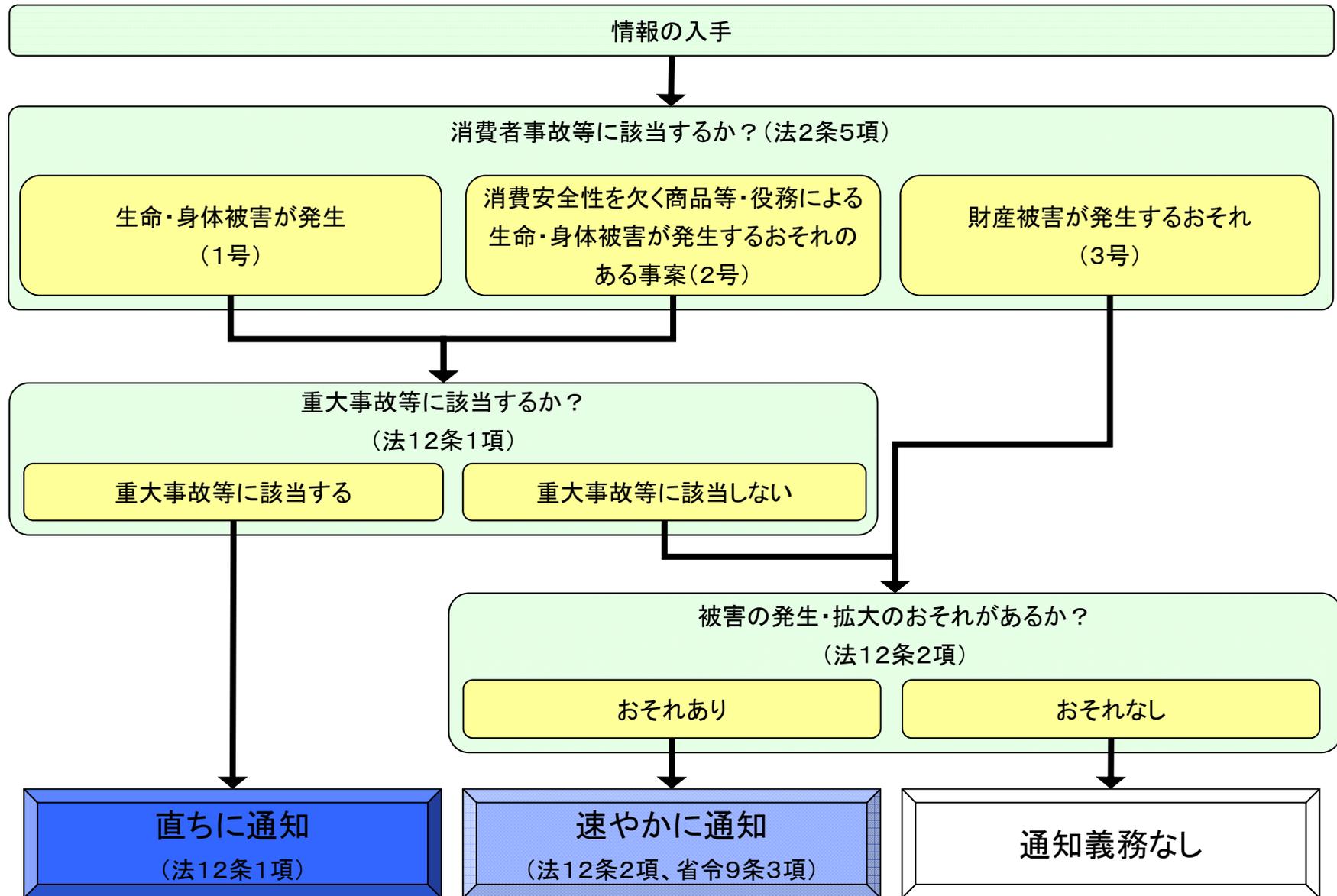
(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3～4 略

消費者安全法に基づく情報通知 (行政機関、地方公共団体、国民生活センター→消費者庁)



	重大事故等	消費者事故等(重大事故等を除く。)
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ●発生した旨の情報を得たら直ちに (通知すべき情報の整理等のために必要と考えられる数時間以内) ●重大事故等に該当する可能性が高いと判断される時点で通知されることが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ●事故等の態様、商品・役務の特性などに照らし、被害の発生・拡大のおそれがあると認めるとき、速やかに <p>事故等の態様： <ul style="list-style-type: none"> ・通常予見される使用方法による事故か、 ・多数の消費者に被害が生じているか、被害の程度、など </p> <p>商品・役務の特性： <ul style="list-style-type: none"> ・全国的に流通しているか、広く使用されているか ・事故原因と同一の原料や部品を使用している商品等が多数あるか、 ・事故発生の危険があることやその危険の回避方法が広く知られているか、 など </p>
方法	<ul style="list-style-type: none"> ●電話、FAX、電子メール (電話の場合は速やかに、書面、FAX、電子メール) 	<ul style="list-style-type: none"> ●書面、FAX、電子メール、PIO-NET入力、事故情報データベース入力
通知事項	<ul style="list-style-type: none"> ●事故等が発生した旨及び概要 ●事故等が発生した日時・場所 ●情報を得た日時・方法 ●事故等の態様 ●商品・役務を特定するために必要な事項 (商品名、型番等) ●被害の状況 	<p>(左記に加え、)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関連事項

※(備考)なお、上記のほか、消費者庁における事故情報収集のための仕組みとしては、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の通知制度、消費者安全情報総括官制度に基づく重大事案等に関する申合せ等がある。

Ⅱ 事故情報の集約、公表および分析

- 消費者事故等の通知状況について
- 消費者事故等の定期的公表
- 重大製品事故の定期的公表※消費生活用製品安全法
- 「事故情報データベース」の稼働
- 事故情報データベースにより提供される情報
- 消費者への注意喚起
- 消費者事故等に関する原因究明・分析

消費者事故等の通知状況について①

- 消費者安全法に基づき、生命・身体被害に関する消費者事故等として消費者庁に通知された事案(H21.9.1～H22.3.31)は1330件(関係行政機関:981件、地方公共団体等:349件)
- 全体の約1/4(318件)が重大事故等に係るもの(関係行政機関より205件、地方公共団体等より113件)
- 消費者安全情報総括官制度として、事案の性質が明らかでない事案、被害拡大防止の方策が明らかでない事案等について、関係府省庁間の連携強化
(主な例)古書店における本棚倒壊(10月)、清涼菓子への異物混入(11月)、学校屋上天窓からの転落事故(4月)等

○通知状況(H21.9.1～H22.3.31)

		食品	製品	施設	役務	その他	計
関係行政機関	消費者事故等	499	335	12	118	17	981
	重大事故等	1	106	9	88	1	205
地方公共団体等	消費者事故等	84	199	25	41	0	349
	重大事故等	5	76	11	21	0	113

消費者事故等の通知状況について②

○消費者庁では、被害拡大・再発防止を図るため、重大事故等の概要を定期的に公表するとともに、通知元に対して追跡確認を行ったうえで、事案の処理状況を以下のように仕分け、分析・究明を推進

- (A) 対策済 : 対策実施等により事案処理済
- (B) 対策検討・実施中 : 原因分析結果を踏まえ対策案の検討もしくは実施中
- (C) 分析着手 : 関係機関等により原因分析着手もしくは着手予定
- (D) 未進展その他 : 進展の見られない事案、事実確認が困難な事案

○追跡確認状況(H22.3.31現在)

		関係行政機関	地方公共団体	計
分類	(A)対策済	57	25	82
	(B)対策検討・実施中	114	4	118
	(C)分析着手	33	38	71
	(D)未進展その他	1	33	34
	小計	205	100	305
その他(相談者非公表希望など)		0	13	13
合計		205	113	318

消費者事故等の定期的公表

消費者安全法等に基づいて消費者庁に通知される消費者事故等に関する情報については、消費者事故等の発生及び被害拡大の防止を旨として、その開示に努めなければならない(同法第3条第1項、第4条第3項)。そのため、週一回程度を目途として、定期的に情報を集約して公表を行っていく。

News Release

平成22年4月28日
消費者庁

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、平成22年4月19日から平成22年4月25日までに関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は27件、うち重大事故等として通知された事案は9件でした。
概要について、以下のとおり公表します。

1. 通知件数

関係行政機関より24件(食品-13件、製品-5件、運輸-3件、施設-3件)、地方公共団体等より3件(製品-2件、施設-1件)、計27件通知。

2. 重大事故等として通知された事案等

(1) 重大事故等として通知された事案^(※)(9件)

(※) 消費者安全法に規定する重大事故等に該当するかどうかも含めて確認・調査中のもの

(7) 関係行政機関(9件)

- 経済産業省に報告のあった製品事故情報(3件)
- 国土交通省に報告のあった運輸事故情報(3件)
- 国土交通省に報告のあった施設事故情報(2件)
- 文部科学省に報告のあった施設事故情報(1件)

毎週水曜日に定期公表 消費者庁のホームページに掲載

別紙 関係行政機関及び地方公共団体等からの通知						
■関係行政機関からの通知						
管理番号	報告受理日	事故発生日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生地 都道府県
E3100419-01	平成22年4月19日	平成22年4月16日	乗合バス	重傷1名	当該バスから降車しようとしたところ、座席と通路の段差において転倒し、大腿骨を骨折。	宮城県
E3100421-01	平成22年4月21日	平成22年4月20日	タクシー	火災	当該タクシーが客を乗せて走行中、ボンネットから煙が出ていたため確認したところ出火し、車両前部右側を焼損。	熊本県
D2100421-01	平成22年4月21日	平成22年4月16日	ゴム管(迅速継ぎ手あり) ※	火災	当該ゴム管を乾燥機に接続して使用していたところ、異音が生じ乾燥機カバー等が焼損。 当該製品の迅速継ぎ手の差し込みが不十分であったため、ガスが漏えいし、乾燥機内の炎が引火と推定。	東京都
D2100421-02	平成22年4月21日	平成22年4月20日	風呂釜 (YF702:製造、株式会社世田谷製作所、販売、株式会社ハーマン) ※	火災	当該風呂釜を使用していたところ、当該製品内部で出火し、当該製品を焼損。 当該製品は、販売者が無償点検及び部品交換の実施を告知した対象機種であったが、無償点検を受けていなかった。	宮崎県
A2100421-01	平成22年4月21日	平成22年4月19日	高等学校ベランダに設置された手すり	重傷1名、軽傷1名	当該施設のベランダに設置された手すりに寄りかかった際に、手すりが落下し、生徒2名が転倒し、うち1名がかかとを骨折。	茨城県
E3100422-01	平成22年4月21日	平成22年2月23日	福祉車両	重傷1名	当該福祉車両のリフトを使用中、自動停止機能が働かず、収納動作に移行したためリフトが傾き転倒し、胸部圧迫骨折。	山口県
D2100423-01	平成22年4月23日	平成22年4月22日	ガスストーブ (R-8861K:リンナイ株式会社) ※	負傷2名	当該ガスストーブを点火しようとしたところ爆発。 現在詳細を調査中。	愛媛県

※ 消費生活用製品安全法、高圧ガス保安法またはガス事業法に基づき事業者から報告のあったものとして公表済

重大製品事故の定期的公表

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000124	平成22年4月23日	平成22年5月10日	ガス栓(都市ガス用)	G333UPT3	光陽産業株式会社	火災	ビルトイン式ガスコンロに接続している当該製品を操作した後、ガスコンロに点火したところ、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	千葉県	平成22年4月27日に経済産業省原子力安全・保安院にて公表済事故 平成22年5月12日に消費者安全法の重大事故等にて公表済事故
A201000126	平成22年5月4日	平成22年5月12日	ガスふろがま用バーナー(都市ガス用)	TA-097UET	株式会社世田谷製作所	火災	当該製品を使用中、異常がしたため確認すると、当該製品から出火する火災が発生しており、当該製品が原因と見られる。当該製品が原因と見られる。当該製品が原因と見られる。当該製品が原因と見られる。		平成22年5月7日に経済産業省原子力安全・保安院にて公表済事故
A201000127	平成22年4月27日	平成22年5月12日	石油ストーブ(開放式)	SX-24	株式会社コロナ	火災 死亡1名 軽傷1名	当該製品を使用中に出火し、建物が焼損した。現在、原因を調査中。		

毎週火曜日と金曜日に定期公表
消費者庁のホームページに掲載

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A200800425	平成20年7月3日	平成20年7月25日	ドライヤー	5498	株式会社クレイツ(輸入事業者)	火災	当該製品を使用していた店舗が閉店後に火災が発生し、翌朝、自然鎮火していた。事故の原因は、スイッチ基板上に溶融痕が見られ、当該箇所からの出火と考えられるが、基板の一部が焼失しており、原因の特定には至らなかった。	福岡県	平成20年7月29日に製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの。
A201000084	平成22年4月18日	平成22年4月26日	折りたたみ椅子	VFS-GG26JP	不二貿易株式会社(輸入事業者)	重傷1名	当該製品に座ったところ、当該製品が折りたたまれたため、指を挟まれ、重傷を負った。当該製品は、折りたたまれている状態から開き、脚部をもう一方の脚部にある溝(フック)に嵌め込み、固定して使用するものである。事故の原因は、構造的に本来の使用方向とは逆の方向に開くことができるため、上向きになるべき溝(フック)が下向きになり適正に嵌め込めず、脚の固定が不十分な状態となっていたと座ったために、椅子が折りたたまれたものと考えられた。また、適正な組立て方法に関する説明も不十分であったことも影響している。	千葉県	平成22年4月30日に製品起因が疑われる事故として消費者庁において公表していたもの 平成22年5月15日からリコール実施
10日	生ごみ処理機	BGD-V18	日立多賀テクノロジー株式会社(現 日立アプライアンス株式会社)	火災	当該製品を使用中、異常がしたため確認すると、当該製品から発煙した。現在、原因を調査中。	東京都			

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000121	平成22年4月16日	平成22年5月10日	電気こたつ用コード	火災	当該製品を延長コードに接続し、電気こたつを使用していたところ、当該製品及び周辺が焼損する火災が発生した。出火元も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A201000122	平成22年4月28日	平成22年5月10日	エアコン	火災	建物が全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。出火元も含め、現在、原因を調査中。	奈良県	
A201000128	平成22年5月1日	平成22年5月12日	IH調理器	火災 軽傷1名	当該製品で揚げ物を調理中、鍋内から出火する火災が発生し、当該製品が焼損し、1名が負傷した。使用状況も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、第三者判定委員会において審議を予定している案件

該当案件無し

事故情報データベースにより提供される情報

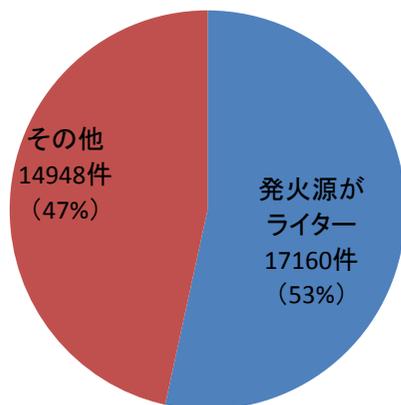
	関係機関名	情報の内容
1	消費者庁	消費者安全法に基づいて消費者庁が集約している情報を登録しています。地方公共団体、各省庁から通知され、消費者庁が重大事故等として公表した事故情報です。原因究明中の事故を含んでいます。
2	(独)国民生活センター 消費生活センター (消費者庁)	消費生活センターに寄せられた相談情報のうち、危害、危険に関する情報を登録しています。全国消費生活情報ネットワーク・システム(PIO-NET)から転載しています。消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
3	日本司法支援センター (法務省)	法テラスに寄せられた相談情報のうち、危害、危険に関する情報を登録しています。消費者からの任意の申し出情報に基づいており、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
4	厚生労働省	食品衛生法に基づいて厚生労働省が集約している、保健所が認知・公表した食中毒の発生情報です。
5	農林水産省	地方農政局などで入手した食品に由来する消費生活上の事故情報等の情報であり、消費者からの任意の申し出情報も含んでいます。消費者からの任意の申し出情報は、事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。
6	消費者庁・経済産業省・ 農林水産省	消費生活用製品安全法に基づいて各省庁が事業者から報告を受けた情報を登録しています。製品起因かどうか原因究明中の事故を含んでいます。
7	(独)製品評価技術基盤 機構(NITE) (経済産業省)	消費生活用製品安全法の重大製品事故には該当しないが、重大製品事故に準ずるものとして、事業者や消防等からの通知を受けた情報を登録しています。製品起因かどうか原因究明中の事故を含んでいます。
8	国土交通省	都市公園で発生した重大な事故に関する情報として管理者等から報告を受けた情報を登録しています。
9	国土交通省国土技術政 策総合研究所	国土交通省が消費者から通知を受けた任意の申し出情報を登録しています。建築物事故情報ホットラインから転載しています。事実確認(因果関係の精査等)を経ていない情報を含んでいます。

消費者への注意喚起

火遊びによる火災（発火源がライター）に関する実態調査

- 今般、消費者庁においては、消防庁と連携して、子供の火遊びによる火災の実態調査を実施したところ、子供の火遊びによる火災のうち、ライター起因であるものが半数以上にのぼり、かつ5歳未満において死傷者発生率が高いことが確認されました。

火遊びによる火災のうち発火源がライターであるものの占める割合（H11～20全国（全年齢））



火遊びによる火災のうち発火源がライターの火災の死傷者発生率（H16～20政令指定都市（12歳以下））

行為者年齢	件数 [件]	死者数 [人]	負傷者数 [人]	死傷者の発生率[注1]
5歳未満	107	1	73	69.2
5歳以上12歳以下	419	7	72	18.9
合計	526	8	145	29.1

※全年齢での総件数は1319件

ライターの火遊びによる火災を防ぐには、周囲の大人の注意が欠かせません!!

子どもの手の届かないところにおきましょう

家中、車の中にライターを放置せず、子どもの手の届かない場所にきちんと保管しましょう。

子どもに触らせず、火遊びの危険性を教えましょう

子どもにライターを触らせないようにしましょう。

子どもがライターで火遊びをしているのを見かけたら、すぐに注意してやめさせましょう。

理解できる年齢になったら、家庭や学校で子どもに火遊びの危険性を教えることも大切です。



不要なライターはきちんと捨てましょう



【ガス抜きが重要】

利用しなくなったライターが、ありませんか？
※年産約6億個のライターが国内生産及び輸入されています。
（注）平成20年国内製家動火器消費動向調査（総務省）（注）日本喫煙者協会

ライターはガス抜きをして、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

ガス抜きの方法に関する詳細は日本喫煙者協会ホームページをご覧ください
<http://www.jsaca.or.jp/info/throw.html>

子どもが簡単に使えないライターが導入されます

子どもが簡単に操作できないという幼児対策（チャイルドレジスタンス機能）を施したライターが導入されます。

最新情報は、製品安全ガイド HPをご覧ください：http://www.meti.go.jp/product_safety/

製品安全ガイド

検索

本リーフレットの問い合わせ先 消費者庁消費者安全課 電話番号 03-3507-9201

消費者庁、警察庁、総務省消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、(社)日本喫煙者協会

消費者事故等に関する原因究明・分析 (遊具利用者の事故例)

[現状・課題]

- 消費者庁には、遊具に起因する消費者事故等として11件が通知(うち9件の重大事故等)
- 国土交通省では「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」を策定し施設管理者へ周知するとともに、都市公園で発生した事故情報等についても情報共有を図っているところ
- 管理者によっては技術力や点検体制が異なることなどから、原因究明や改善措置が効果的・効率的に実施されるような取り組みを検討

[取組み]

- 集約された事故情報について、必要に応じ現地調査等により原因調査を実施し、関係者と連携して事故防止対策を検討(5件)
- 現在、都市公園での事故情報等については共有されているが、それ以外の事故情報についてもより広範に、関係行政機関の間で共有・周知する仕組みの構築
- 事故情報分析タスクフォース及び遊具の事故に関する専門家からの御指導等をふまえ、ブランコ等揺動系遊具や複合系遊具等の発生頻度が高い事故について、効果的・効率的に事故防止を図るため以下をとりまとめ、関係機関や地方自治体等に通知
 - ✓事故防止につながる日常点検の重点項目
 - ✓事故予防等のため、暫定的な補修事例 等



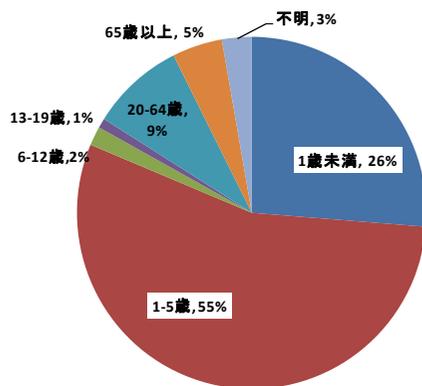
消費者事故等に関する原因究明・分析 (家庭用品等による中毒事故)

[現状・課題]

- (財)日本中毒情報センターには、家庭用品等による中毒事故について最近10年間(1999~2008年)で約25万件が相談され、その8割以上が5歳以下で発生。そのうち、約9割が経口摂取事故
- その他、経皮曝露事故、吸入事故、及び眼に曝露した事故も多発しており、事故発生頻度や傾向、被害程度等を調査

[取組み]

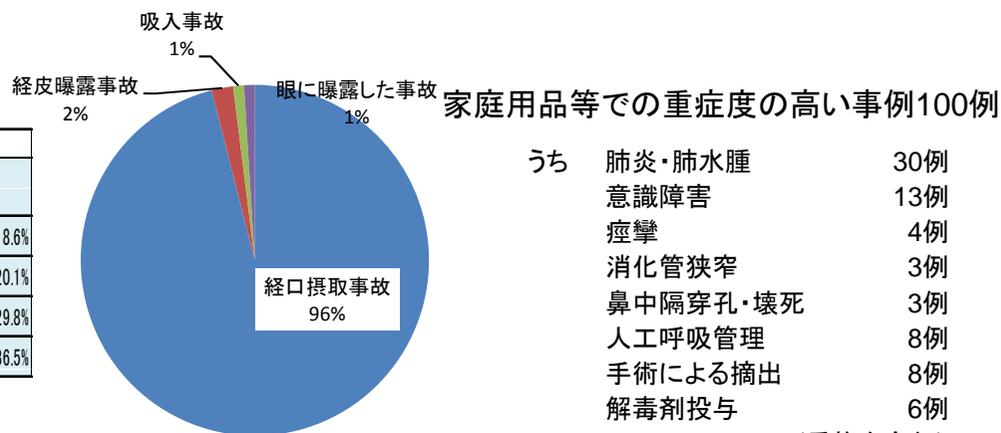
- 5歳以下の中毒事故のうち、医療機関等による措置が必要な事案や医療機関を受診(相談のみを含む)した事案は3割前後
- 転帰等を確認している追跡調査事例のうち、入院加療を必要とした事例など重症度の高い事例(100例)を抽出
- 発生頻度や最近の事故発生傾向、被害程度を勘案のうえ、優先的に取り組むべき事案や誤飲リスクを低減させる事故防止対策を検討



年齢別相談数 (約25万件)

事故種類と医療機関等による措置必要性

事故種類	項目	受信件数(件)						
		総数	連絡者			受診 勧告	受診勧告 +医療機関	
			医療機関	一般市民	その他			
経口摂取事故		200571	17952	181357	1262	19446	37398	18.6%
経皮曝露事故	家庭用品	4536	387	4119	30	526	913	20.1%
吸入事故		2522	282	2216	24	469	751	29.8%
眼に曝露した事故		1945	227	1702	16	482	709	36.5%



事故種類 (5歳以下 約20万件, 重複経路有り)

- うち
- 肺炎・肺水腫 30例
 - 意識障害 13例
 - 痙攣 4例
 - 消化管狭窄 3例
 - 鼻中隔穿孔・壊死 3例
 - 人工呼吸管理 8例
 - 手術による摘出 8例
 - 解毒剤投与 6例
- (重複を含む)

消費者事故等に関する原因究明・分析 (本棚転倒事故)

[現状・課題]

- 昨年、札幌市古本店で発生した本棚転倒事故について、警察庁等と連携し、事故発生状況を確認するとともに、類似の製品使用や使用形態の可能性について、古書籍商組合や家具協会等の関係機関にヒアリング。類似事故発生の可能性を検討
- 一部関係機関では、家具の転倒に関する安全性について、家具の形状(奥行きと高さ)による評価を実施

[取組み]

- 事故情報分析タスクフォース、建築及び機械工学の専門家からの御指導等をふまえ、振動実験台等を用いて、通常使用時に想定される危険な状況を再現、床面条件や収納状況を変化させ、既存の評価指揮の適用性を確認
- 実験結果等をふまえ、同種事故防止のための注意喚起案を検討。全国古書籍商組合、家具協会や家具工業連合工業会等の協力等により、製造者、流通業者及び消費者へ家具の転倒防止に関する注意喚起

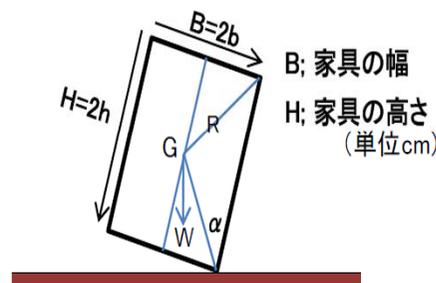


図1.角柱の転倒

物体に衝撃を与えたとき、それが転倒するために次式を提案(図1参照)

$$V=2\sqrt{gb\alpha}/3$$

V 転倒に必要な速度、g 重力加速度

α が小さいとして、地震時の速度を100 kineと仮定すると、次式により転倒の有無を判断できると提案

$$B/\sqrt{H}\leq 4$$

Ⅲ 現在の取扱とその課題 および今後の改善案について

- 消費者事故等の定義および通知に係る判断
- 事務の効率化
- 事故情報の利活用

消費者事故等の定義及び通知にかかる判断(現在の取扱とその課題)

- 消費者安全法第12条は、通知元となる機関側において、「消費者事故が発生した旨の情報を得た」かどうか、「同種・類似の事故が発生するおそれがあると認める」かどうかを判断する仕組みとなっています。
消費者庁においては、基本的に通知元の判断に従って受動的に通知されたものを受け取っています。通知後、重大事故等については、通知元へ詳細情報を聴取調査したうえで、定期的に公表を行っています。
- 消費者安全法第2条の定義規定においては、消費者事故等からは「消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるもの」は除かれることになっています。
安全基準に適合している、表示・取扱説明書がきちんと整えられている、使用者の誤使用とみるべき状況が確認されている等の場合、その時点において消費者事故等とみなすことは難しい場合があります(例:不具合のないライター火遊びによる火災等)。
- 消費者安全法第12条は、「内閣府令で定める事項を通知しなければならない」としており、施行規則第9条は、事故の発生日時・場所、被害程度、商品を特定するために必要な情報等をその事項としています。
消費者相談等では、上記事項を充たしていない場合がしばしばあり、いったん保留したうえで、追加確認をお願いしています。

消費者事故等の定義及び通知にかかる判断(今後の改善案)

○消費者事故等に該当する可能性のある情報については、現時点では、事故と製品の因果関係がはっきりしない、消費安全性を欠いていないとも考えられるがどうかはっきりしていない、通知事項を充たしていない等の情報であっても、情報提供していただくとともに、それら情報について慎重な取扱いの下、関係機関の間で情報システム上共有できる仕組み作りを進めます。

事務の効率化(今後の改善案)

○PIO-NETが設置されていない消費者行政担当課において、事故情報データベースにアクセスできるよう、同システムのLG-WANへの接続を進めます。これによって、消費者庁への事故情報や参考情報の通知・提供を簡単化するとともに、一元化される情報を関係機関の間で共有し、事故の再発・拡大防止に役立てやすい環境整備を進めます。

事故情報の利活用(今後の改善案)

- 行政向けの事故情報データベースの拡充を進めます。
重大事故等のほか、消費者事故等情報、その他の参考情報の閲覧・検索を可能にします。また、データベースに登録されたデータの傾向等について、システム上表示されるようにインターフェースの改善を図ります。
- 重大事故等に至らない消費者事故等は、件数のみ公表する扱いとなっている現状を改めます。情報発信のあり方について、能動的な情報発信である「公表」と、情報を閲覧可能な状態に置く「開示」に二分し、重大事故等については詳細情報を確認したうえで「公表」する現在の取扱を継続するとともに、消費者事故等については、詳細情報の確認を経ていない情報であることを注釈したうえで、国民向けの事故情報データベースにおいて「開示」することとしていきます。
- 消費者安全法第23条に基づく権限委任を進めます。事故情報を契機とした安全確保のための取組が実施しやすくなる環境整備を進めます。